



愛媛県報

発行 愛媛県

平成27年9月11日金曜日 第2706号

◇ 目 次 ◇ 規 則

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則等の一部を改正する規則.....（自然保護課）... 852

告 示

- 知事指定薬物の指定の失効.....（薬務衛生課）... 868
- 落札者等の告示.....（水産課）... 868
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定.....（砂防課）... 868
- 落札者等の告示.....（会計課）... 869
- 道路の供用開始（県道上分三島線）.....（東予地方局四国中央土木事務所）... 869
- 土地改良区役員の就退任の届出.....（中予地方局農村整備第一課）... 869
- 建設業者の許可の取消し.....（中予地方局管理課）... 870
- 道路の区域変更（県道松山川内自転車道線）.....（ " ）... 870
- 道路の供用開始（県道松山川内自転車道線）.....（ " ）... 870
- 道路の供用開始（県道松山松前伊予線）.....（ " ）... 871
- 医師の指定.....（福祉総合支援センター）... 871
- 指定医師の所在地の変更.....（ " ）... 872
- 指定医師の辞退の届出.....（ " ）... 872

訓 令

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令.....（自然保護課）... 872

選挙管理委員会告示

- 政治団体の設立の届出.....（選挙管理委員会）... 877
- 政治団体の届出事項の異動の届出.....（ " ）... 877

雑 報

公示による通知.....（収用委員会事務局）... 877

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第41号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年9月11日

愛媛県知事 中村時広

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則等の一部を改正する規則

（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部改正）

第1条 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年愛媛県規則第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第391号。以下「政令」という。）、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</p>	<p>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第391号。以下「政令」という。）、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則</p>

行規則（平成14年環境省令第28号。以下「省令」という。）及び愛媛県鳥獣保護区等を表示する標識の寸法を定める条例（平成24年愛媛県条例第46号）に定めるもののほか、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
（書類の様式）

第2条 次の表の左欄に掲げる書類の様式は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

項	左 欄	右 欄
1	省略	
2	省略	
3	省略	
4	省略	
5	法第18条の3第1項（法第18条の8第6項において準用する場合を含む。）の申請書	鳥獣捕獲等事業認定（有効期間更新）申請書（様式第4号の2）
6	法第18条の7第2項において準用する法第18条の3第1項の申請書	鳥獣捕獲等事業変更認定申請書（様式第4号の3）
7	省略	
8	省略	
9	省略	
10	省略	
11	省略	
12	省令第46条の2第1項の申請書	麻酔銃猟許可申請書（様式第9号の2）
13	省略	
14	省略	
15	省略	
16	省略	
17	省令第19条の12第1項、第48条第4項及び第65条第8項の届出書	省略
18	省令第7条第10項、第11条の2第8項、第15条第5項、第19条の9第4項、第20条第4項、第24条第4項、第42条第4項、第46条の2第4項、第48条第5項及び第65条第9項の申請書	省略

（手続の方法）

第3条 次の表の左欄に掲げる手続は、同表の右欄に掲げる書類を提出することによって行うものとする。

項	左 欄	右 欄
1	省略	
2	省令第7条第11項及び第12項、第11条の2第9項、第15条第6項、第20条第5項、第24条第5項、第42条第5項並びに第46条の2第5項の知事への届出	省略

_____（平成14年環境省令第28号。以下「省令」という。）及び愛媛県鳥獣保護区等を表示する標識の寸法を定める条例（平成24年愛媛県条例第46号）に定めるもののほか、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
（書類の様式）

第2条 次の表の左欄に掲げる書類の様式は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

項	左 欄	右 欄
1	省略	
2	省略	
3	省略	
4	省略	
5	省略	
6	省略	
7	省略	
8	省略	
9	省略	
10	省略	
11	省略	
12	省略	
13	省略	
14	省令_____第48条第4項及び第65条第8項の届出書	省略
15	省令第7条第10項、第11条の2第8項、第15条第5項_____、第20条第4項、第24条第4項_____、第48条第5項及び第65条第9項の申請書	省略

（手続の方法）

第3条 次の表の左欄に掲げる手続は、同表の右欄に掲げる書類を提出することによって行うものとする。

項	左 欄	右 欄
1	省略	
2	省令第7条第11項及び第12項、第11条の2第9項、第15条第6項、第20条第5項、第24条第5項並びに第42条第5項_____の知事への届出	省略

3	省令第7条第13項及び第14項、第11条の2第10項、第15条第7項、第19条の9第5項、第20条第6項、第24条第6項、第42条第6項、第46条の2第6項、第50条並びに第65条第10項の知事への届出並びに省令第65条第4項の請求	省略
---	--	----

(書類の提出期限)

第4条 第2条の表3の項及び11の項に掲げる書類は、捕獲等を行うようとする日の2週間前までに提出しなければならない。

2 省略

(鳥獣保護管理員の設置)

第6条 法第78条第1項の規定に基づき、鳥獣保護管理員を置く。

2 鳥獣保護管理員は、鳥獣保護管理員証(様式第16号)を携帯し、関係者から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

様式第1号(第2条関係) 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可申請書

省略	
愛玩	のための飼養を目的とする場合にあっては、現に飼養している鳥獣の種類及び数量等
省略	

注1~3 省略

4 「捕獲等又は採取等の目的」欄は、学术研究(生態調査)、管理(被害防止)、管理(数の調整)、保護(傷病鳥獣)等の捕獲等をする事由を記載すること。

5~7 省略

8 「愛玩のための飼養を目的とする場合にあっては、現に飼養している鳥獣の種類及び数量等」欄は、愛玩のための飼養を目的として鳥獣の捕獲又は鳥類の卵の採取を行うようとする場合にあっては、申請者の属する世帯において現に飼養している鳥獣の種類及び数量を記載すること。また、申請者が申請日以前5年の間に愛玩のための飼養を目的として鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第9条第1項の許可を受けたことがあるときは、当該許可に係る鳥獣の種類及び数量を記載すること。

9~12 省略

別紙 省略

様式第4号(第2条関係) 指定猟法許可申請書

省略

注1~5 省略

6 「捕獲等を行うようとする目的、期間及び区域」の「目的」欄は、学术研究(生態調査)、管理(被害防止)、管理(数の調整)、保護(傷病鳥獣)等の捕獲等をする事由を、「区域」欄は、市郡、町、大字、小字、地番(地先)等を記載すること。

7 省略

別紙 省略

様式第10号(第2条関係) 狩猟免許申請書
(表)

省略

3	省令第7条第13項及び第14項、第11条の2第10項、第15条第7項_____、第20条第6項、第24条第6項、第42条第6項_____、第50条並びに第65条第10項の知事への届出並びに省令第65条第4項の申請	省略
---	--	----

(書類の提出期限)

第4条 第2条の表3の項及び9の項に掲げる書類は、捕獲等を行うようとする日の2週間前までに提出しなければならない。

2 省略

(鳥獣保護員_____の設置)

第6条 法第78条第1項の規定に基づき、鳥獣保護員_____を置く。

2 鳥獣保護員は、鳥獣保護員証_____(様式第16号)を携帯し、関係者から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

様式第1号(第2条関係) 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可申請書

省略	
愛がん	のための飼養を目的とする場合にあっては、現に飼養している鳥獣の種類及び数量等
省略	

注1~3 省略

4 「捕獲等又は採取等の目的」欄は、学术研究、有害鳥獣捕獲_____等の捕獲等をする事由を記載すること。

5~7 省略

8 「愛がんのための飼養を目的とする場合にあっては、現に飼養している鳥獣の種類及び数量等」欄は、愛がんのための飼養を目的として鳥獣の捕獲又は鳥類の卵の採取を行うようとする場合にあっては、申請者の属する世帯において現に飼養している鳥獣の種類及び数量を記載すること。また、申請者が申請日以前5年の間に愛がんのための飼養を目的として鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律_____(平成14年法律第88号)第9条第1項の許可を受けたことがあるときは、当該許可に係る鳥獣の種類及び数量を記載すること。

9~12 省略

別紙 省略

様式第4号(第2条関係) 指定猟法許可申請書

省略

注1~5 省略

6 「捕獲等を行うようとする目的、期間及び区域」の「目的」欄は、学术研究、有害鳥獣捕獲_____等の捕獲等をする事由を、「区域」欄は、市郡、町、大字、小字、地番(地先)等を記載すること。

7 省略

別紙 省略

様式第10号(第2条関係) 狩猟免許申請書
(表)

省略

省略	(愛媛県収入証紙 貼付欄)
省略	

(裏)

省略
(3) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第88号)又は同法の規定に基づく命令の規 定に違反して罰金以上の刑に処せられたことの有無(ある 場合は、その刑の執行を終わり、又は執行を受けること のなくなった年月日を記載すること。)
省略

注1～4 省略

5 次に掲げる書類及び写真を添付すること。

- (1) 省略
- (2) 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定に
よる許可を受けていない者にとっては、鳥獣の保護及び
管理並びに狩猟の適正化に関する法律第40条第2号から
第4号までに該当するかどうかについての医師の診断書
- (3) 省略

様式第11号(第2条関係) 狩猟免許更新申請書

(表)

省略	(愛媛県収入証紙 貼付欄)			
省略	適性試験の結果			適性試験 の免除
	視 力	聴 力	運動能力	

(裏)

省略
狩猟免許の種類
(4) 認定鳥獣捕獲等事業の従事者である場合においては、狩 猟について必要な適性を有することの確認 _____ 確認済み

注1～3 省略

4 次に掲げる書類及び写真を添付すること。

- (1) 省略
- (2) 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定に
よる許可を受けていない者にとっては、鳥獣の保護及び
管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第
88号。以下「法」という。)第40条第2号から第4号ま
でに該当するかどうかについての医師の診断書
- (3) 省略
- (4) 法第18条の6第1項に規定する認定鳥獣捕獲等事業に
従事する者であって狩猟について必要な適性を有するこ
とが確認されたものにおいては、当該適性を有すること
の確認の日、確認の方法及び確認の結果を記載した法第

省略	(愛媛県収入証紙 ちょう付欄)
省略	

(裏)

省略
(3) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第88号)又は同法の規定に基づく命令の規 定に違反して罰金以上の刑に処せられたことの有無(ある 場合は、その刑の執行を終わり、又は執行を受けること のなくなった年月日を記載すること。)
省略

注1～4 省略

5 次に掲げる書類及び写真を添付すること。

- (1) 省略
- (2) 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定に
よる許可を受けていない者にとっては、鳥獣の保護及び
狩猟の適正化に関する法律 _____ 第40条第2号から
第4号までに該当するかどうかについての医師の診断書
- (3) 省略

様式第11号(第2条関係) 狩猟免許更新申請書

(表)

省略	(愛媛県収入証紙 ちょう付欄)			
省略	適性試験の結果			適性試験 の免除
	視 力	聴 力	運動能力	

(裏)

省略
狩猟免許の種類

注1～3 省略

4 次に掲げる書類及び写真を添付すること。

- (1) 省略
- (2) 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定に
よる許可を受けていない者にとっては、鳥獣の保護及び
狩猟の適正化に関する法律 _____ (平成14年法律第
88号 _____) 第40条第2号から第4号ま
でに該当するかどうかについての医師の診断書
- (3) 省略

18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者
が作成した書面

様式第12号（第2条関係） 狩猟者登録申請書
（表）

省略	
省略	放鳥獣猟区の区域の登録の有無
省略	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「省令」という。）第65条第7号から第9号までのいずれかに該当する者が否かの別
省略	省略
省略	省略
省略	（愛媛県収入証紙貼付欄）
生年月日	年 月 日 生
省略	
省略	

（裏）

省略	省略
県の区域全部	放鳥獣猟区の区域
(3) 省令第65条第1項第7号から第9号までのいずれかに該当する者であるか否かの別	
省令第65条第1項第7号（許可捕獲等をした者）に該当 同項第8号（許可捕獲等に従事した者）に該当 同項第9号（認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者）に該当 いずれにも該当しない。	
(4) 省略	
省略	
(5) 省略	
省略	
(6) 省略	
省略	
(7) 省令	第67条の要件に関する事項
省略	
(8) 職業分類（具体的職業名）	
省略	

注1～5 省略

6 次に掲げる書類及び写真を添付すること。

- (1) 省令 第65条第1項第6号に規定する要件を備えていることを証する書類
- (2)・(3) 省略
- (4) 省令第65条第1項第7号の規定に該当する者である場合にあっては、同号に規定する許可捕獲等に係る鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14

様式第12号（第2条関係） 狩猟者登録申請書
（表）

省略	
省略	放鳥獣猟区の区域の登録の有無
省略	
省略	省略
省略	省略
省略	（愛媛県収入証紙ちょう付欄）
職業	
生年月日	年 月 日 生
省略	
省略	

（裏）

省略	省略
県の区域全部	放鳥獣猟区の区域
(3) 省略	
省略	
(4) 省略	
省略	
(5) 省略	
省略	
(6) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第67条の要件に関する事項	
省略	
(7) 職業分類	
省略	

注1～5 省略

6 次に掲げる書類及び写真を添付すること。

- (1) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第65条第1項第6号に規定する要件を備えていることを証する書類
- (2)・(3) 省略

年法律第88号。以下「法」という。)第9条第7項の許可証の写し又はこれに準ずる書面及び当該許可捕獲等に係る同条第13項の規定による報告を記載した書類又はこれに準ずる書類

(5) 省令第65条第1項第8号の規定に該当する者である場合にあっては、法第9条第9項に規定する従事者証(以下「従事者証」という。)の写し又はこれに準ずる書面並びに従事者として従事した鳥獣の捕獲等の結果として捕獲等に従事した場所、その捕獲等をされた鳥獣の種類別の員数及び処置の概要を記載した書類又はこれに準ずる書類

(6) 省令第65条第1項第9号の規定に該当する者である場合にあっては、省令第19条の2第2項第6号に規定する捕獲従事者として所属する法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者が受けている認定に係る認定証の写し、当該認定鳥獣捕獲等事業者の当該捕獲従事者であることを証する書面、申請前1年以内に県の区域内において当該認定鳥獣捕獲等事業者による法第18条の6第1項に規定する認定鳥獣捕獲等事業として鳥獣の捕獲等がされたことを証する書類及び当該鳥獣の捕獲等に係る従事者証の写し又はこれに準ずる書面

(7) 省略

様式第14号(第2条、第3条関係) 住所等変更届出書

省略	
鳥獣捕獲等許可証等の種類	省略 指定猟法許可証 認定証(鳥獣飼養登録票 業の認定) 販売許可証 承認証(特定猟具使用 制限捕獲等の承認) 狩猟免許 狩猟者登録証 狩猟者記章
	鳥獣飼養登録票
	麻酔銃猟許可証(住居集合地域等における麻酔銃猟)
	麻酔銃猟許可証(住居集合地域等における麻酔銃猟)

注 省略

様式第15号(第2条、第3条関係) 鳥獣捕獲等許可証等再交付申請(亡失等届出)書

省略	
亡失等をした鳥獣捕獲等許可証等の種類	省略 認定証(鳥獣捕獲等事業の認定) 販売許可証 承認証(特定猟具使用制限区域における捕獲等の承認) 麻酔銃猟許可証(住居集合地域等における麻酔銃猟) 狩猟者登録証 狩猟者記章
	鳥獣飼養登録票
	狩猟免許
	狩猟者記章
省略	

(4) 省略

様式第14号(第2条、第3条関係) 住所等変更届出書

省略	
鳥獣捕獲等許可証等の種類	省略 指定猟法許可証 鳥獣飼養登録票 販売許可証 承認証(特定猟具使用制限捕獲等の承認) 狩猟免許 狩猟者登録証 狩猟者記章
	鳥獣飼養登録票
	麻酔銃猟許可証(住居集合地域等における麻酔銃猟)
	麻酔銃猟許可証(住居集合地域等における麻酔銃猟)

注 省略

様式第15号(第2条、第3条関係) 鳥獣捕獲等許可証等再交付申請(亡失等届出)書

省略	
亡失等をした鳥獣捕獲等許可証等の種類	省略 鳥獣飼養登録票 販売許可証 承認証(特定猟具使用制限区域における捕獲等の承認) 狩猟者登録証 狩猟者記章
	鳥獣飼養登録票
	狩猟免許
	狩猟者記章
省略	

再交付を受けようとする鳥獣捕獲等許可証等の種類	省略	認定証（鳥獣捕獲等事業の認定）	鳥獣飼養登録票
		販売許可証	承認証（特定猟具使用制限区域における捕獲等の承認）
		麻醉銃猟許可証（住居集合地域等における麻醉銃猟）	狩猟免許
		狩猟者登録証	狩猟者記章
省略			
	（愛媛県収入証紙貼付欄）		

注1～8 省略

9 狩猟免許、狩猟者登録証又は狩猟者記章の再交付を申請する場合によっては、愛媛県収入証紙を貼付すること。

様式第16号（第6条関係） 鳥獣保護管理員証

1 ページ

鳥 獣 保 護 管 理 員 証	省略
省略	省略

2 ページ

省略	鳥 獣 保 護 管 理 員 証
省略	省略

3 ページ

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 （平成14年法律第88号）（抜粋） （鳥獣保護管理員）
第78条 鳥獣保護管理事業の実施に関する事務を補助させるため、都道府県に鳥獣保護管理員を置くことができる。
2 鳥獣保護管理員は、非常勤とする。
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則 （平成15年愛媛県規則第43号）（抜粋） （鳥獣保護管理員の設置）
第6条 法第78条第1項の規定に基づき、鳥獣保護管理員を置く。
2 鳥獣保護管理員は、鳥獣保護管理員証（様式第16号）を携帯し、関係者から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

再交付を受けようとする鳥獣捕獲等許可証等の種類	省略	鳥獣飼養登録票	販売許可証
		承認証（特定猟具使用制限区域における捕獲等の承認）	狩猟免許
		狩猟者登録証	狩猟者記章
省略			
	（愛媛県収入証紙ちよう付欄）		

注1～8 省略

9 狩猟免許、狩猟者登録証又は狩猟者記章の再交付を申請する場合によっては、愛媛県収入証紙をちよう付すること。

様式第16号（第6条関係） 鳥獣保護員証

1 ページ

鳥 獣 保 護 員 証	省略
省略	省略

2 ページ

省略	鳥 獣 保 護 員 証
省略	省略

3 ページ

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 （平成14年法律第88号）（抜粋） （鳥獣保護員）
第78条 鳥獣保護事業の実施に関する事務を補助させるため、都道府県に鳥獣保護員を置くことができる。
2 鳥獣保護員は、非常勤とする。
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則 （平成15年愛媛県規則第43号）（抜粋） （鳥獣保護員の設置）
第6条 法第78条第1項の規定に基づき、鳥獣保護員を置く。
2 鳥獣保護員は、鳥獣保護員証（様式第16号）を携帯し、関係者から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

第2条 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を次のように改正する。

様式第4号の次に次の2様式を加える。

様式第4号の2（第2条関係） 鳥獣捕獲等事業認定（有効期間更新）申請書

鳥獣捕獲等事業認定（有効期間更新）申請書		年 月 日
愛媛県知事 様		〒
主たる事務所の所在地		
申請者 名 称		代表者の氏名 ⑩
電 話 番 号		
認定証	番 号	
	交付年月日	年 月 日
鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法	装薬銃を使用して捕獲等をする鳥獣の種類	
	空気銃を使用して捕獲等をする鳥獣の種類	
	わなを使用して捕獲等をする鳥獣の種類	
	網を使用して捕獲等をする鳥獣の種類	
鳥獣捕獲等事業の実施体制	事業管理責任者の役職及び氏名	
	安 全 管 理 体 制	
	夜 間 銃 猟 の 実 施	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
鳥獣捕獲等事業に従事する者の技能及び知識		
鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する研修の実施		

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 不要の文字は、抹消すること。

3 「番号」欄及び「交付年月日」欄は、認定の有効期間の更新の申請の場合にのみ記載すること。

4 「鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法」欄は、使用する方法（装薬銃、空気銃、わな及び網）ごとに、捕獲等をする全ての鳥獣の種類を記載すること。

5 「夜間銃猟の実施」欄は、該当する□の中にレ印を付すこと。

6 次に掲げる書類を添付すること。ただし、(2)から(16)までの書類については、認定の有効期間の更新の申請の場合で、既に提出しているこれらの書類の内容に変更がないときは、添付を省略することができる。

(1) 捕獲従事者名簿（別紙）

(2) 申請者の定款又は寄附行為及び登記事項証明書

(3) 代表者を含む役員及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「省令」という。）第19条の3に規定する事業管理責任者（以下「事業管理責任者」という。）の住所、本籍、氏名、生年月日及び役職を記載した名簿

(4) 雇用契約書の写しその他申請者の事業管理責任者に対する使用関係を証する書類

- (5) 鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第18条の5第1項第2号の基準に適合する旨の認定（以下「夜間銃猟の認定」という。）を受けようとする場合にあつては、夜間銃猟の実施に係る安全管理規程を含む。）
- (6) 事業管理責任者が省令第19条の4第1項第2号に掲げる業務を行う旨を誓約する書面
- (7) 事業管理責任者及び鳥獣捕獲等事業において鳥獣の捕獲等に従事する者（以下「捕獲従事者」という。）の狩猟免状の写し
- (8) 銃器を使用して鳥獣の捕獲等をしようとする場合にあつては、当該銃器の所持について捕獲従事者が現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可に係る許可証の写し（当該許可が同項第2号の規定によるものである場合にあつては、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）第5条第2項に規定する人命救助等に従事する者届出済証明書の写しを含む。）
- (9) 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した省令第19条の4第1項第6号に規定する救急救命に関する知識を含む救命講習の修了証の写し又はこれに類する書類
- (10) 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した次に掲げる講習の修了証の写し又はこれに類する書類並びに講習の内容及び時間を記した書類（ア又はイに掲げる講習を修了した者と同等の知識及び技能を有する者にあつては、その旨を証する書類）
 - ア 鳥獣の捕獲等（夜間銃猟を除く。）をする際の安全管理に関する講習
 - イ 適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識に関する講習
 - ウ 夜間銃猟の認定を受けようとする場合にあつては、夜間銃猟をする際の安全管理に関する講習
- (11) 夜間銃猟をする捕獲従事者の技能が省令第19条の5第1項第2号の基準に適合することを証する書類
- (12) 法第18条の5第1項第4号の研修に関する計画書
- (13) 省令第19条の8第1号に規定する実績を証する書類（鳥獣の捕獲等の発注者の氏名又は名称、鳥獣の種類、実施期間、実施区域、捕獲等の方法及び捕獲数を記した書類並びに申請前3年以内に実施した鳥獣の捕獲等において発生した全ての事故に関する報告書を含む。）
- (14) 役員及び事業管理責任者が省令第19条の8第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
- (15) 省令第19条の8第4号（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令（平成27年環境省令第3号）附則第2条の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下同じ。）に規定する損害保険契約に係る契約書の写し又は省令第19条の8第4号に規定する共済事業の被共済者であることを証する書類
- (16) 申請者が法第18条の4各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
- (17) 認定の有効期間の更新の申請の場合にあつては、法第18条の5第1項第4号の研修の実施状況に関する報告書
- (18) その他知事が必要と認める書類

様式第4号の3 (第2条関係) 鳥獣捕獲等事業変更認定申請書

鳥獣捕獲等事業変更認定申請書 年 月 日 愛媛県知事 様 〒 主たる事務所の所在地 申請者 名 称 代表者の氏名 ⑩ 電 話 番 号			
認定証	番 号		
	交付年月日	年 月 日	
変 更 の 内 容	変 更 前		変 更 後
変 更 の 理 由			
変 更 予 定 年 月 日	年 月 日		

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第9号の次に次の1様式を加える。

様式第9号の2(第2条関係) 麻醉銃猟許可申請書

麻 醉 銃 猟 許 可 申 請 書		年 月 日
愛媛県知事	様	
	〒	
	住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	
申請者	氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) ㊦	
	職 業	
		年 月 日生
	電話番号	
使用する麻醉薬の名称及び量		
住居集合地域等において麻醉銃猟をしなければならない理由		
捕 獲 等 の 期 間		
捕 獲 等 の 区 域		
捕獲等をする鳥獣の種類及び数量		
危害の防止のための措置		
麻醉銃の所持許可証	番 号	
	交 付 年 月 日	年 月 日
人命救助等に従事する者届出済証明書	番 号	
	交 付 年 月 日	年 月 日

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。
- 3 複数人が同一の麻醉薬を使用し、同一の理由で麻醉銃猟をする場合で、捕獲等の期間及び区域が同一のときは、氏名の下に「外 名」と人数を記載すること。
- 4 「使用する麻醉薬の名称及び量」欄は、使用薬名又は麻醉薬の主成分及び1発射当たりの施用量を記載すること。
- 5 「住居集合地域等において麻醉銃猟をしなければならない理由」欄は、生活環境に係る被害の状況又は被害が生じるおそれのある状況を踏まえ、当該住居集合地域で実施しなければならない理由、捕獲等の作業の安全性及び迅速性について他の手段と比較して麻醉銃猟によることが適切とする理由等を記載すること。
- 6 「捕獲等の区域」欄は、市郡、町、大字、小字、地番(地先)等を記載すること。
- 7 「危害の防止のための措置」欄は、人の身体、生命に予期しない危険を及ぼすおそれを回避する観点から行う措置を具体的に記載すること。
- 8 「麻醉銃の所持許可証」欄は、使用する麻醉銃の所持について申請者が現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可(以下「所持の許可」という。)に係る許可証の番号及び交付年月日を記載すること。
- 9 「人命救助等に従事する者届出済証明書」欄は、所持の許可を受けた者以外の者が当該所持の許可を受けた者の監督の下に麻醉銃猟を実施する場合に、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和33年総理府令第16号)第5条第2項に規定する人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日を記載すること。
- 10 次に掲げる書類を添付すること。
- (1) 複数人が同一の麻醉薬を使用し、同一の理由で麻醉銃猟をする場合で、捕獲等の期間及び区域が同一のときは、代表者以外の者に係る麻醉銃猟許可申請者名簿(別紙)
 - (2) 鳥獣の捕獲等をする場所を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図等
 - (3) その他知事が必要と認める書類

別紙 麻醉銃猟許可申請者名簿

住 所 (電話番号)	ふり 氏	がな 名	印	職 業	生年 月日	捕獲等をす る鳥獣の種 類及び数量	麻醉銃の所持許 可証		人命救助等に従 事する者届出済 証明書		備 考
							番 号	交付年 月日	番 号	交付年 月日	

- 注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 「麻醉銃の所持許可証」欄は、使用する麻醉銃の所持について申請者が現に受けている所持の許可に係る許可証の番号及び交付年月日を記載すること。
- 3 「人命救助等に従事する者届出済証明書」欄は、所持の許可を受けた者以外の者が当該所持の許可を受けた者の監督の下に麻醉銃猟を実施する場合に、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 5 条第 2 項に規定する人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日を記載すること。

(愛媛県立自然公園条例施行規則の一部改正)

第3条 愛媛県立自然公園条例施行規則(昭和34年愛媛県規則第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)</p> <p>第17条 条例第21条第9項第4号に規定する知事が定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(16)の13 省略</p> <p>(16)の14 <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u>(平成14年法律第88号)第28条第1項の規定に基づき環境大臣が指定する鳥獣保護区(以下「国指定鳥獣保護区」という。)内において、同法第28条の2第3項の規定により知事が環境大臣に協議してその同意を得、又は協議した保全事業として木竹を損傷すること。</p> <p>(16)の15 <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u>第28条第1項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区(以下「県指定鳥獣保護区」という。)内において、同法第28条の2第1項の規定により県が行う保全事業又は同条第4項の規定により知事に協議してその同意を得、若しくは協議した保全事業として木竹を損傷すること。</p> <p>(16)の16～(26)の9 省略</p> <p>(26)の10 <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u>第9条第1項の規定による知事の許可に係る鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。</p> <p>(26)の11 <u>国指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u>第28条の2第3項の規定により知事が環境大臣に協議してその同意を得、又は協議した保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。</p> <p>(26)の12 <u>県指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u>第28条の2第1項の規定により県が行う保全事業又は同条第4項の規定により知事に協議してその同意を得、若しくは協議した保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。</p> <p>(26)の13～(33) 省略</p>	<p>(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)</p> <p>第17条 条例第21条第9項第4号に規定する知事が定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(16)の13 省略</p> <p>(16)の14 <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u>(平成14年法律第88号)第28条第1項の規定に基づき環境大臣が指定する鳥獣保護区(以下「国指定鳥獣保護区」という。)内において、同法第28条の2第3項の規定により知事が環境大臣に協議してその同意を得、又は協議した保全事業として木竹を損傷すること。</p> <p>(16)の15 <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u>第28条第1項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区(以下「県指定鳥獣保護区」という。)内において、同法第28条の2第1項の規定により県が行う保全事業又は同条第4項の規定により知事に協議してその同意を得、若しくは協議した保全事業として木竹を損傷すること。</p> <p>(16)の16～(26)の9 省略</p> <p>(26)の10 <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u>第9条第1項の規定による知事の許可に係る鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。</p> <p>(26)の11 <u>国指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u>第28条の2第3項の規定により知事が環境大臣に協議してその同意を得、又は協議した保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。</p> <p>(26)の12 <u>県指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u>第28条の2第1項の規定により県が行う保全事業又は同条第4項の規定により知事に協議してその同意を得、若しくは協議した保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。</p> <p>(26)の13～(33) 省略</p>

(愛媛県自然環境保全条例施行規則の一部改正)

第4条 愛媛県自然環境保全条例施行規則(昭和49年愛媛県規則第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特別地区内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為)</p> <p>第17条 条例第21条第10項第3号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p>(9) <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u>(平成14年法律第88号)第28条第1項の規定に基づき環境大臣が指定する鳥獣保護区内において、同法第28条の2第3項の規定により知事が環境大臣に協議してその同意を得、又は協議した保全</p>	<p>(特別地区内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為)</p> <p>第17条 条例第21条第10項第3号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p>(9) <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u>(平成14年法律第88号)第28条第1項の規定に基づき環境大臣が指定する鳥獣保護区内において、同法第28条の2第3項の規定により知事が環境大臣に協議してその同意を得、又は協議した保全</p>

事業として木竹を損傷すること。

(10) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区内において、同法第28条の2第1項の規定により県が行う保全事業又は同条第4項の規定により知事に協議してその同意を得、若しくは協議した保全事業として木竹を損傷すること。

(11)～(13) 省略

事業として木竹を損傷すること。

(10) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区内において、同法第28条の2第1項の規定により県が行う保全事業又は同条第4項の規定により知事に協議してその同意を得、若しくは協議した保全事業として木竹を損傷すること。

(11)～(13) 省略

(愛媛県自然海浜保全条例施行規則の一部改正)

第5条 愛媛県自然海浜保全条例施行規則(昭和55年愛媛県規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(届出等があつたとみなされる行為)	(届出等があつたとみなされる行為)
第6条 条例第5条第3項に規定する規則で定める法令の規定に基づく許可等又は届出等は、次の各号に掲げるものとする。	第6条 条例第5条第3項に規定する規則で定める法令の規定に基づく許可等又は届出等は、次の各号に掲げるものとする。
(1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第7項の規定による許可	(1) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第7項の規定による許可
(2)～(10) 省略	(2)～(10) 省略

(愛媛県行政組織規則の一部改正)

第6条 愛媛県行政組織規則(昭和55年愛媛県規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(県民環境部各課の所掌事務)	(県民環境部各課の所掌事務)
第9条 省略	第9条 省略
2～8 省略	2～8 省略
9 自然保護課の所掌事務は、次のとおりとする。	9 自然保護課の所掌事務は、次のとおりとする。
(1)～(3) 省略	(1)～(3) 省略
(4) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関すること。	(4) 鳥獣の保護及び 狩猟に関すること。
(5)・(6) 省略	(5)・(6) 省略

(愛媛県環境審議会条例施行規則の一部改正)

第7条 愛媛県環境審議会条例施行規則(平成12年愛媛県規則第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
(部会の設置等)	(部会の設置等)												
第3条 審議会に、次の表の左欄に掲げる部会を置き、その所掌事項は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。	第3条 審議会に、次の表の左欄に掲げる部会を置き、その所掌事項は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。												
<table border="1"> <tr><td>省略</td><td></td></tr> <tr><td>鳥獣保護管理部会</td><td>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する事項</td></tr> <tr><td>省略</td><td></td></tr> </table>	省略		鳥獣保護管理部会	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する事項	省略		<table border="1"> <tr><td>省略</td><td></td></tr> <tr><td>鳥獣保護部会</td><td>鳥獣保護及び 狩猟に関する事項</td></tr> <tr><td>省略</td><td></td></tr> </table>	省略		鳥獣保護部会	鳥獣保護及び 狩猟に関する事項	省略	
省略													
鳥獣保護管理部会	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する事項												
省略													
省略													
鳥獣保護部会	鳥獣保護及び 狩猟に関する事項												
省略													
2・3 省略	2・3 省略												

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際現に提出され、又は交付している第1条の規定による改正前の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則(以下「旧規則」という。)様式第12号の規定による狩猟者登録申請書又は様式第16号の規定による鳥獣保護員証は、同条の規定による

改正後の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則様式第12号の規定による狩猟者登録申請書又は様式第16号の規定による鳥獣保護管理員証とみなす。

3 この規則施行の際現にある旧規則様式第12号の規定による狩猟者登録申請書の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

告 示

○愛媛県告示第1123号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年愛媛県条例第53号）第12条第1項の規定により、次のとおり同条例第11条第1項の規定による指定が効力を失った。

平成27年9月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定が失効する知事指定薬物の名称

- (1) 1 (8 プロモベンゾ [1 , 2 b : 4 , 5 b '] ジフラン 4 イル) プロパン 2 アミン及びその塩類
(2) 1 ベンチル N (2 フェニルプロパン 2 イル) 1 H インダゾール 3 カルボキサミド及びその塩類
(3) 1 (5 フルオロベンチル) N (2 フェニルプロパ

ン 2 イル) 1 H インダゾール 3 カルボキサミド及びその塩類

(4) 1 ベンチル N (2 フェニルプロパン 2 イル) 1 H インドール 3 カルボキサミド及びその塩類

(5) 1 (5 フルオロベンチル) N (2 フェニルプロパン 2 イル) 1 H インドール 3 カルボキサミド及びその塩類

(6) 前各号に掲げる物を含有する物。

2 失効の理由

当該知事指定薬物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物に至ったため。

3 失効の日

平成27年8月29日

○愛媛県告示第1124号

次のとおり落札者を決定した。

平成27年9月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

Table with 7 columns: 落札に係る物品等の名称及び数量, 契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地, 落札者を決定した日, 落札者の氏名及び住所, 落札金額, 契約の相手方を決定した手続, 入札公告日

○愛媛県告示第1125号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局建設部及び土木事務所並びに市役所において縦覧に供する。

平成27年9月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

松浜 D（追加）

急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成24年3月愛媛県告示第370号）松浜 D の項で指定した標柱3号、標柱2号及び標柱1号を順次結んだ線、標柱1号と次に掲げる地番の土地に存する標柱14号から標柱19号までを順次結んだ線及び標柱19と標柱3を結んだ線に囲まれた区域

Table with 5 columns: 市 町, 野村町松浜, 地 番, 標 柱

鶴間（追加）

急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成2年12月愛媛県告示第1433号）鶴間の項で指定した標柱14号、標柱13号及び標柱12号を順次結んだ線、標柱12号と次に掲げる地番の土地に存する標柱15から標柱30号までを順次結んだ線及び標柱30と標柱14を結んだ線に囲まれた区域

Table with 5 columns: 市 町, 宇和島市, 吉田町鶴間, 字, 地 番, 標 柱

先新浜（追加）

急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成54年12月愛媛県告示第1582号）先新浜の項で指定した標柱1号と標柱5号を結んだ線、標柱5号と

次に掲げる地番の土地に存する標柱6から標柱9号までを順次結んだ線及び標柱9と標柱10を一般県道玉津港線南側官民境界線で結んだ線、標柱10号から標柱22号までを順次結んだ線及び標柱22号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市 町	字	地 番	標 柱
宇和島市	吉田町白浦	先浜	2048番 6号
		先浜	2045番1 7号、15号
		門田	1877番9 8号

門田	1877番16	9号
門田	1868番3	10号
門田	1806番1	11号、12号、13号
門田	1804番	14号
森	2066番	16号、17号
森	2078番	18号、19号
新浜	2079番地先	20号
新浜	2062番	21号
森	2063番	22号

○愛媛県告示第1126号

次のとおり落札者を決定した。

平成27年 9月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
体操・新体操競技用具 一式	愛媛県出納局会計課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成27年 7月 3日	(株)スポーツマン 空港通店 愛媛県松山市空港通2丁目8-26	54,108,000円	一般競争入札	平成27年 5月22日

○愛媛県告示第1127号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 9月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	上分三島線	四国中央市下柏町字前サコ449番9から 同町字北屋敷455番1地先まで	平成27年 9月11日
"	"	四国中央市下柏町字道下440番9から 同町字丸塚438番9まで	"

○愛媛県告示第1128号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、石手川北部土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成27年 9月11日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	山下 新	松山市食場町288番地1
"	岡宮 渉	松山市上伊台町864番地
"	松本 英治	松山市下伊台町1776番地
"	川端 悦延	松山市上伊台町203番地
"	重松 一広	松山市下伊台町1733番地2
"	神野 健	松山市下伊台町1196番地
"	中川 孝一	松山市下伊台町801番地
"	三好 清敏	松山市下伊台町451番地
"	寺本 弘道	松山市上伊台町841番地

"	野本 昇	松山市祝谷六丁目1211番地
"	河野 正幸	松山市下伊台町1708番地6
"	高市 峰雄	松山市菅沢町甲313番地
"	乗松 政文	松山市福角町甲228番地3
"	乗松 幸則	松山市福角町甲1694番地
"	石丸 勲	松山市福角町甲775番地
"	谷口 史人	松山市堀江町甲1445番地10
"	高橋 元	松山市福角町甲591番地
"	井上 淳司	松山市福角町甲1743番地
"	石丸 英彦	松山市権現町甲849番地4
"	光宗 忍	松山市東大栗町甲362番地
"	上松 勝典	松山市東大栗町甲746番地
"	野本 隆信	松山市西谷甲179番地
"	樋野 正志	松山市客甲72番地
"	三好 英樹	松山市客甲153番地
"	山口 泰	松山市磯河内甲518番地
"	有田 宗博	松山市小川甲675番地1
監 事	野本 仁	松山市菅沢町甲307番地
"	上松 正孝	松山市東大栗町甲696番地

竹 松 慎 吾	松山市鴨之池137番地
---------	-------------

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	山 下 新	松山市食場町288番地 1
"	岡 宮 渉	松山市上伊台町864番地
"	松 本 英 治	松山市下伊台町1776番地
"	川 端 悦 延	松山市上伊台町203番地
"	重 松 一 広	松山市下伊台町1733番地 2
"	神 野 健	松山市下伊台町1196番地
"	中 川 孝 一	松山市下伊台町801番地
"	大久保 藤 男	松山市下伊台町335番地
"	寺 本 弘 道	松山市上伊台町841番地
"	野 本 昇	松山市祝谷六丁目1211番地
"	面 田 正 毅	松山市石手二丁目 8 番13号
"	高 市 峰 雄	松山市菅沢町甲313番地

"	乗 松 政 文	松山市福角町甲228番地 3
"	桐 木 孝	松山市福角町甲796番地 2
"	石 丸 庄 佐	松山市権現町甲32番地
"	谷 口 史 人	松山市堀江町甲1445番地10
"	高 橋 元	松山市福角町甲591番地
"	光 宗 孝 一	松山市福角町甲1745番地
"	井 上 利 男	松山市福角町甲1277番地 2
"	光 宗 等	松山市東大栗町甲758番地
"	上 松 勝 典	松山市東大栗町甲746番地
"	西 崎 政 利	松山市客乙129番地 2
"	樋 野 正 志	松山市客甲72番地
"	和 泉 治 朗	松山市西谷甲231番地 1
"	松 永 定 良	松山市磯河内甲529番地
"	大 野 誠	松山市磯河内甲433番地
監 事	野 本 仁	松山市菅沢町甲307番地
"	上 松 正 孝	松山市東大栗町甲696番地
"	竹 松 慎 吾	松山市鴨之池137番地

○愛媛県告示第1129号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成27年 9月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 とな った 事 実
(般 - 23) 第 16863 号	平成 23 年 6 月 14 日	ティーズ・コラボレーション	高 田 浩 宣	松山市余戸東 3 - 8 - 34	平成 27 年 8 月 31 日	建築工事業、大工工事業 左官工事業 とび・土工工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック 工事業 鋼構造物工事業 ガラス工事業 塗装工事業 内装仕上工事業 建具工事業	建設業の廃止 (法人成り)

○愛媛県告示第1130号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 9月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	松山川内自転車道線	伊予郡砥部町八倉121番 1 地先から 同町重光133番地先まで	旧	メートル	キロメートル	
			新	3.0~ 6.2	0.131	
"	"	東温市田窪字前川568番 1 地先から 同市田窪字井口 3 番 2 地先まで	旧			
			新	4.0	0.703	
"	"	東温市見奈良字柚壽之木1084番 4 地先から 同字1348番 4 地先まで	旧			
			新	4.0~ 9.7	0.212	

○愛媛県告示第1131号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 9月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山川内自転車道線	伊予郡砥部町八倉121番 1 地先から 同町重光133番地先まで	平成27年 9月11日
"	"	東温市田窪字前川568番 1 地先から 同市田窪字井口 3 番 2 地先まで	"
"	"	東温市田窪字井口 1 番23地先から 同市見奈良字柳原44番 5 まで	"
"	"	東温市見奈良字柳原42番 5 から 同市見奈良字柚壽之木1348番 4 地先まで	"

○愛媛県告示第1132号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 9月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山松前伊予線	松山市土居田町495番 8 から 同町557番 7 まで	平成27年 9月11日

○愛媛県告示第1133号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成27年 9月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断する身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診療所の名称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	指定年月日
心臓・じん臓・呼吸器機能障害	内 科	市立宇和島病院	門 田 久 紀	宇和島市御殿町1番1号	平成 27年 9月1日
肝 臓 機 能 障 害	内 科	鬼北町立北宇和病院	吉 田 幸 生	北宇和郡鬼北町大字近永800番地1	平成 27年 9月1日
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	小 児 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	中 野 直 子	東温市志津川	平成 27年 9月1日
聴覚・平衡・音声、言語・そしやく機能障害	耳鼻いんこう科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	大 下 美由紀	東温市志津川	平成 27年 9月1日
肢体不自由、呼吸器機能障害	小 児 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	中 矢 隆 大	東温市志津川	平成 27年 9月1日
肢体不自由、呼吸器・ぼうこう又は直腸機能障害	小 児 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	伊 藤 正 範	東温市志津川	平成 27年 9月1日
心 臓 ・ 呼 吸 器 機 能 障 害	小 児 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	宮 田 豊 寿	東温市志津川	平成 27年 9月1日
肢体不自由、呼吸器機能障害	小 児 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	米 澤 早知子	東温市志津川	平成 27年 9月1日
心 臓 機 能 障 害	小 児 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	田 代 良	東温市志津川	平成 27年 9月1日
肢体不自由、心臓・呼吸器機能障害	小 児 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	森 谷 友 造	東温市志津川	平成 27年 9月1日

肢体不自由、呼吸器機能障害	小 児 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	山 内 俊 史	東温市志津川	平成 27年 9月 1日
肢体不自由、呼吸器機能障害	小 児 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	平 井 洋 生	東温市志津川	平成 27年 9月 1日
心 臓 機 能 障 害	小 児 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	高 田 秀 実	東温市志津川	平成 27年 9月 1日

○愛媛県告示第1134号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

平成27年 9月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

医 師 氏 名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年 月 日
	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	
齋 藤 正 裕	愛媛県立新居浜病院	新居浜市本郷三丁目1番1号	さいとう脳神経外科	新居浜市寿町11番41号	平成27年 8月 2日
岡 部 健 一	鬼北町立北宇和病院	北宇和郡鬼北町近永455-1	旭川荘南愛媛病院	北宇和郡鬼北町永野市1607	平成27年 8月 1日
松 原 淳	医療法人里久会土居内科外科医院	喜多郡内子町平岡甲135-1	医療法人広仁会広瀬病院	八幡浜市1280番地 9	平成27年 8月 1日
太 田 雅 明	愛媛県立今治病院	今治市石井町4丁目5-5	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	平成27年 7月15日

○愛媛県告示第1135号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

平成27年 9月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断した身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診 療 所 の 名 称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	届出年月日
聴覚・平衡・音声、言語・そしゃく機能障害	耳鼻いんこう科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	上 田 哲 平	東温市志津川	平成 27年 8月 5日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器機能障害	小 児 科	公立学校共済組合四国中央病院	日 野 ひ と み	四国中央市川之江町2233番地	平成 27年 8月 6日
聴覚・平衡・音声、言語機能障害	耳鼻いんこう科	公立学校共済組合四国中央病院	遠 藤 亜 紀	四国中央市川之江町2233番地	平成 27年 8月13日

訓 令

○愛媛県訓令第16号

庁 中 一 般
地 方 局

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年 9月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令

（愛媛県庁事務決裁規程の一部改正）

第 1 条 愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前						
別表第4（第4条関係） 知事の権限に属する県民環境部関係事務に係る特定決裁事項	別表第4（第4条関係） 知事の権限に属する県民環境部関係事務に係る特定決裁事項						
<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td>決裁区分</td> </tr> </table>			決裁区分	<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td>決裁区分</td> </tr> </table>			決裁区分
		決裁区分					
		決裁区分					

組織名	事務の種類	事項	知事	専決者				組織名	事務の種類	事項	知事	専決者							
				部長	局長	課長	主幹					部長	局長	課長	主幹				
自然 保護課	1～6 省略							自然 保護課	1～6 省略										
	7 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の施行に関する事務	1 鳥獣保護管理事業計画の作成及び変更（第4条第1項、第4項、第5項）								7 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の施行に関する事務	1 鳥獣保護事業計画の作成及び変更（第4条第1項、第4項、第5項）								
		2 第一種特定鳥獣保護計画の作成及び変更（第4条第4項、第5項、第7条第1項、第5項から第8項まで）								2 特定鳥獣保護管理計画の作成及び変更（第4条第4項、第5項、第7条第1項、第5項から第8項まで）									
		3 第二種特定鳥獣管理計画の作成及び変更（第4条第4項、第5項、第7条第5項から第7項まで、第7条の2第1項、第3項）								3 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の規制に関すること。									
		4 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の規制に関すること。								(1)～(3) 省略									
		(1)～(3) 省略								(4) 特定鳥獣に係る休猟区において捕獲等を行うことができる区域の指定、狩猟期間の延長及び捕獲等の禁止又は制限の全部又は一部の解除（第4条第4項、第7条第5項、第12条第4項、第14条、第34条第3項）									
		(4) 第二種特定鳥獣に係る休猟区において捕獲等を行うことができる区域の指定、狩猟期間の延長及び捕獲等の禁止又は制限の全部又は一部の解除（第4条第4項、第7条第5項、第12条第4項、第14条、第34条第3項）								(5) 指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画の策定（第4条第5項、第7条第5項から第7項まで、第14条の2第1項、第4項）									
		(5) 指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画の策定（第4条第5項、第7条第5項から第7項まで、第14条の2第1項、第4項）								(6) 指定管理鳥獣捕獲等事業に係る捕獲等の結果の環境大臣への報告（第14条の2第3項）									
		(6) 指定管理鳥獣捕獲等事業に係る捕獲等の結果の環境大臣への報告（第14条の2第3項）								(7) 国の機関が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業の実施計画への適合性の確認（第14条の2第5項）									
		(7) 国の機関が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業の実施計画への適合性の確認（第14条の2第5項）								(8) 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施の委託（第14条の2第7項）									
(8) 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施の委託（第14条の2第7項）							(9) 指定猟法禁止区域の指定（第15条第1項、第2項、第13項、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の施行に関する事務												
(9) 指定猟法禁止区域の指定（第15条第1項、第2項、第13項、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の施行に関する事務							(5) 指定猟法禁止区域の指定（第15条第1項、第2項、第13項、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の施行に関する事務												

する法律施行規則（以下この部において「省令」という。）第14条第1項、第2項）						行規則（以下この部において「省令」という。）第14条第1項、第2項）					
(10) 省略						(6) 省略					
(11) 省略						(7) 省略					
5 鳥獣捕獲等事業の認定に関する <u>こと。</u>											
(1) 認定（第18条の2、第18条の5第2項）				—							
(2) 措置命令（第18条の6第2項）				—							
(3) 変更の認定（第18条の5第2項、第18条の7第1項、第2項）				—							
(4) 軽微な変更の届出の受理（第18条の7第3項、第5項）					—						
(5) 認定鳥獣捕獲等事業の廃止の届出の受理（第18条の7第4項、第5項）					—						
(6) 認定の有効期間の更新（第18条の5第2項、第18条の8第2項、第6項）				—							
(7) 認定の取消し（第18条の10第2項、第3項）				—							
(8) 認定の失効の通知等（第18条の10第3項）				—							
6 省略						4 省略					
7 省略						5 省略					
8 省略						6 省略					
9 省略						7 省略					
10 住居集合地域等における麻酔銃猟の許可に関する <u>こと。</u>											
(1) 許可（第38条の2第1項、第6項）				—							
(2) 麻酔銃猟許可証の再交付（第38条の2第7項）					—						
(3) 麻酔銃猟許可証の返納の受理（第38条の2第9項）					—						
(4) 措置命令（第38条の2第10項）				—							
(5) 許可の取消し（第38条の2第11項）				—							
11 省略						8 省略					
12 省略						9 省略					
13 省略						10 省略					

	14 報告徴収及び立入検査等 (第75条第1項から第4項まで)								11 報告徴収及び立入検査等 (第75条第1項から第3項まで)						
	15 公務所等への照会(第75条の2)														
	16 省略								12 省略						
	17 鳥獣保護管理員の任命(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則第6条第1項)								13 鳥獣保護員____の任命(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則____第6条第1項)						
	18 省略								14 省略						
8・9 省略								8・9 省略							

(愛媛県地方局事務決裁規程の一部改正)

第2条 愛媛県地方局事務決裁規程(昭和55年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前						
別表第4 (第4条関係) 局長の権限に属する産業経済部関係事務に係る特定決裁事項					別表第4 (第4条関係) 局長の権限に属する産業経済部関係事務に係る特定決裁事項						
組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	部 長	専決者 課 長 主 幹				局長	部 長	専決者 課 長 主 幹
森 林 林 業 課	1～8 省略					1～8 省略					
	9 鳥獣 の保護 及び管 理並び に狩猟 の適正 化に関 する法 律の施 行に関 する事 務	1～4 省略				1～4 省略					
		5 狩猟免許に関すること。 (1) 省略				5 狩猟免許に関すること。 (1) 省略					
		(2) 狩猟免許試験の施行、免除及び停止等(第41条、第49条、第50条第1項、第2項、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(以下この部において「省令」という。)第51条第1項)				(2) 狩猟免許試験の施行、免除及び停止等(第41条、第49条、第50条第1項、第2項、 <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則</u> (以下この部において「省令」という。)第51条第1項)					
	(3)・(4) 省略				(3)・(4) 省略						
6～9 省略				6～9 省略							
10～19 省略					10～19 省略						
備考 省略					備考 省略						

(愛媛県地方局処務規程の一部改正)

第3条 愛媛県地方局処務規程(昭和56年愛媛県訓令第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(産業経済部各課室の所掌事務)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 森林林業課の所掌事務は、次のとおりとする。ただし、久万高原森林林業課にあつては、その管内に係る事務を分掌する。</p> <p>(1)～(24) 省略</p> <p>(25) 鳥獣の保護及び<u>管理並びに</u>狩猟に関すること。</p> <p>(25)の2～(26) 省略</p> <p>7～13 省略</p> <p>(地方局長に対する事務の委任)</p> <p>第13条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 地方局長に委任する事務のうち、産業経済部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(32)の3 省略</p> <p>(33) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(以下「鳥獣法」という。)第9条第1項の規定に基づく鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等(鳥獣の保護又は管理 _____ の目的で行う場合に限るものとし、国有林野の区域内において国が行う場合を除く。)の許可に関すること(2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。)</p> <p>(34)～(38) 省略</p> <p>(38)の2 鳥獣法第22条第1項の規定に基づく措置命令 _____ に関すること(2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。)</p> <p>(38)の3 鳥獣法第22条第2項の規定に基づく鳥獣法第19条第1項の登録の取消しに関すること。</p> <p>(38)の4 鳥獣法第24条第9項の規定に基づく措置命令に関すること(2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。)</p> <p>(38)の5 省略</p> <p>(38)の6 省略</p> <p>(38)の7 省略</p> <p>(38)の8 省略</p> <p>(38)の9 省略</p> <p>(38)の10 省略</p> <p>(38)の11 省略</p> <p>(38)の12 省略</p> <p>(39)～(68) 省略</p> <p>5・6 省略</p> <p>(地方局長の専決事項)</p> <p>第14条 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 地方局長の専決処理すべき事項のうち、産業経済部に関する事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(16) 省略</p> <p>(17) 鳥獣法第46条第1項並びに<u>鳥獣の保護及び管理並びに</u>狩猟の適正化に関する法律施行規則第49条及び第50条の規定に基づく狩猟免状の記載事項の変更及び亡失の届出の受理並びに住所の</p>	<p>(産業経済部各課室の所掌事務)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 森林林業課の所掌事務は、次のとおりとする。ただし、久万高原森林林業課にあつては、その管内に係る事務を分掌する。</p> <p>(1)～(24) 省略</p> <p>(25) 鳥獣の保護及び _____ 狩猟に関すること。</p> <p>(25)の2～(26) 省略</p> <p>7～13 省略</p> <p>(地方局長に対する事務の委任)</p> <p>第13条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 地方局長に委任する事務のうち、産業経済部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(32)の3 省略</p> <p>(33) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 _____ (以下「鳥獣法」という。)第9条第1項の規定に基づく鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等(鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的及び鳥獣法第7条第2項第5号に掲げる特定鳥獣の数の調整の目的で行う場合に限るものとし、国有林野の区域内において国が行う場合を除く。)の許可に関すること(2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。)</p> <p>(34)～(38) 省略</p> <p>(38)の2 鳥獣法第22条 _____ の規定に基づく措置命令 _____ に関すること _____。</p> <p>(38)の3 鳥獣法第24条第9項の規定に基づく措置命令に関すること _____。</p> <p>(38)の4 省略</p> <p>(38)の5 省略</p> <p>(38)の6 省略</p> <p>(38)の7 省略</p> <p>(38)の8 省略</p> <p>(38)の9 省略</p> <p>(38)の10 省略</p> <p>(38)の11 省略</p> <p>(39)～(68) 省略</p> <p>5・6 省略</p> <p>(地方局長の専決事項)</p> <p>第14条 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 地方局長の専決処理すべき事項のうち、産業経済部に関する事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(16) 省略</p> <p>(17) 鳥獣法第46条第1項並びに<u>鳥獣の保護及び</u>狩猟の適正化に関する法律施行規則 _____ 第49条及び第50条の規定に基づく狩猟免状の記載事項の変更及び亡失の届出の受理並びに住所の</p>

変更の通知に関すること。 (18)～(52) 省略 6～9 省略	変更の通知に関すること。 (18)～(52) 省略 6～9 省略
--	--

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第74号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成27年9月11日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日
	代表者	会計責任者		
税理士による井原巧後援会	曾我孝志	加地将嘉	四国中央市中曾根町973番地の1	平成27年8月10日

○愛媛県選挙管理委員会告示第75号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

平成27年9月11日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党愛媛県農政同志会支部	高月初彦	代表者	高月初彦	梶谷昭伸	平成27年8月5日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
上田さだひと後援会	三好明彦	主たる事務所の所在地	松山市小栗一丁目2-18	松山市小栗三丁目2-38	平成27年3月13日
愛媛県電気工事工業組合政治連盟	越智光孝	代表者	越智光孝	山本兼弘	平成27年5月29日
愛媛県水産政治連盟	平井義則	代表者	平井義則	河野義光	平成27年6月17日
加藤博徳後援会	大政勉一	代表者	大政勉一	中村清則	平成27年8月1日
愛媛県農政同志会	高月初彦	代表者	高月初彦	梶谷昭伸	平成27年8月5日
山田としお愛媛県後援会	高月初彦	代表者	高月初彦	梶谷昭伸	平成27年8月5日

雑 報

○公示による通知

住所及び居所不明（ただし、住民票の住所 大阪府大阪市住吉区遠里小野1丁目9番12号） 森元五十二

住所不明（ただし、戸籍附票の住所 香川県高松市木太町1752番地） 岡田敏美

存否不明

鹿島富子

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定に基づき上記の者に通知すべき事項を記載した次の書類は、当収用委員会事務局（愛媛県土木部土木管理局用地課）において保管してあるので、出頭の上、その交付を受けてください。

なお、この書類を受領しないときは、土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第6条の2において準用する同政令第5条第5項

の規定により、平成27年10月1日を経過した時にその書類の送達があったものとみなされます。

平成27年 9月11日

愛媛県収用委員会

会長 市 川 武 志

平成27年 8月27日付け27媛収第 6 - 7号審理の開催について
(審理開催の通知)